

病後児保育でお預かりできる児童は、疾病の状態が急性期を過ぎて回復期にある集団保育が困難な1歳児クラスから就学前の保育を必要とする児童です。

(1) 熱の場合（一般的な風邪等）

- ・ 38℃以上の熱がある場合は入室できません。
- ・ 咳のため呼吸困難がある場合や、活気がなく、ぐったりとしている場合は入室できません。

(2) 嘔吐・下痢・胃腸障害の場合

- ・ 激しい腹痛、頻繁におこる下痢、嘔吐の場合は入室できません。

(3) 外傷の場合

- ・ 骨折、縫うようなケガの場合でも、診療情報提供書があれば入室できます。
- 骨折・脱臼や怪我は、保育者の介助や援助を受けながら、食事や移動ができること。

(4) 感染症の場合

病名	病後児保育が可能な目安
麻疹	解熱後3日を経過しているが、集団保育に不安のある場合
インフルエンザ	発熱がなく、主要症状が軽減している場合
風疹	発熱がなく（37.4℃以下）、発疹出現後、3日以上経過している場合
水痘	新しい水泡の出現が概ね見られず、おおよそ痂皮化が始まった場合
流行性耳下腺炎	発熱がなく、耳下腺の腫脹がほぼ消失し、食事摂取可能な場合
咽頭結膜炎 （プール熱）	発熱がなく、眼脂・流涙が軽快しており出席停止期間中の場合
流行性角結膜炎	眼脂・流涙およびリンパ腺腫脹がほぼ消失している場合
百日咳	特有のレプリーゼが減少し、一般状態がよい場合
溶連菌感染症	抗生物質の服用中であるが、解熱し、一般状態が安定している場合
マイコプラズマ肺炎	発熱がなく、咳そう著明でなく、一般状態が安定している場合
手足口病	発疹・水泡の消失後は利用可能
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が安定していること
ウイルス性胃腸炎	嘔吐していないこと
ヘルパンギーナ	解熱し、食事摂取可能な場合
RSウイルス感染症	発熱がなく、咳そう著明でなく、一般状態が安定している場合
帯状疱疹	水泡出現部位が被覆していること
突発性発疹	解熱し、診断が確定している場合
とびひ	適正な治療がなされ、ほぼ軽快している場合
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	発症から5日経過かつ症状軽快後24時間を経過した場合

解熱とは、解熱剤の使用なく37℃台に解熱したことをいいます。

結核、腸管出血性大腸菌感染症、急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎感染症は、対象外です。

(5) その他

- ・ 喘息の重篤な発作がないこと。
 - ・ 水分等の経口摂取ができること。
 - ・ けいれん後、48時間を経過していること。
- ※ 入室は申込順です。種類の違う感染症が重なった場合や、子どもの症状等により利用が困難と判断した場合は、この限りではありません。